

執拗な早朝団交の要求

北陸大学法人は団交を早朝 7 時から開催することを執拗に要求している。組合は理由を挙げてこれを拒否し続けている（後掲回答書参照）。法人が挙げる理由は主に「早朝は頭脳がクリエイティブだから」である。しかし、これに科学的根拠があるわけではない。意図するところは、提訴されている誠実交渉義務違反の裁判を、組合側が団交を拒否したという実績を作ることによって有利に導こうとするものだと思定される。あるいは嫌がらせである。団交に関して、従来の慣習を尊重すべしとする判例もある。組合の反対の理由は常識的なものである。組合は自らの権利を守るため、正当な理由のない早朝開催に反対し続ける。

人事考課は組合交渉事項

今 2009 年度、年度末賞与は廃止され、冬季賞与に人事考課（業績評価）が導入された。この導入自体、組合との合意はなされていない。考課の導入は組合との合意が前提である。一方的実施であって、現状は違法状態にある。

本学の考課はその当初から強行されて始まった（1999 年、組合ニュース 145 号、148 号）。組合は抗議し、また、考課内容に多くの異論が出たこともあって一旦は中断された。その後法人と組合は協議に入った。組合はそれまでの考課が大学全体にどんなメリットをもたらしたかを検証せよと主張した。しかし、法人はその検証も行わないまま再び強行した（組合ニュース 193 号、196 号）。法人が、考課のメリットを計量しなかったのは、それが大学全体にあるのではなく、偏ったところにあり、一部がその実態隠蔽を図ったからではないかという観測もあった。実際、当時開陳された考課導入の理由は「頑張った人が評価されるべき」であった。すなわち、個人への配分が主眼で、大学全体の利益などは考慮外だったのである。結果、恣意的な評価が行われ、いわれのない格差が生じているとの感想が多く寄せられている（注 1）。考課の実態は闇の中にある。

2009 年 10 月 21 日に教員宛てに配信されたメールに「後期『学生アンケート』の実施について」と題する 1 通があった（日付は何故か翌日の 22 日で、発信人の名前も書かれていない）。各教員の授業の評価を行う「授業アンケート」の回答方式が変更になったことによって回答数が減らないように、教員に対して学生に回答を促すよう求めたものであった。この文面の最後に、2 重下線を付して、「なお、アンケートの結果は、各教員の業績評価にも考えます。」とあった。授業アンケートの結果を考課項目に加えるなら、これは組合との交渉事項である。しかし、これまで法人から組合に対して、この件に関わる提案は一度も無い。今回は考課への反映は見送られたが、一方的な導入は違法であることを指摘しておく。

注 1：2009 年の冬季賞与では、人事考課の対象期間が 2008 年 10 月 1 日～2009 年 9 月 30 日とされた。この内、2008 年 10 月 1 日～2009 年 3 月 31 日の半年間は昨年度の人事考課と二重評価となり、格差が倍増されたことになる。

理事長の「月俸 100 万円アップ」

2009 年に、理事長は自らの報酬を月額で 100 万円アップさせたという噂が流れている。教職員の給与が 10 年も据え置かれて（僅かに年令給のみアップ）、世間との格差が拡大している上に、賞与が 1/3 に下げられ、その結果、年額で 200 万円程度も所得減となっている状況で、かつ、長年、教職員の時間外勤務賃金の支払いを拒否している中での噂である（注 2）。2009 年度は薬学部の入学者数が定員の 1/2 を切った年でもある。

本学は 2007 年度に全国の全高校を指定校として、入試の実質無試験化を導入した。この指定校化により 200 人弱（薬）の入学者が集まったことを手柄に、理事長は自らの報酬を月額 30 万円上げたという噂もあった。この噂に関しては再三、団交で事実を質した。肯定の答えはないが、否定の答えもなかった。したがって、この噂は事実だと断じて良いだろう。都合 2 回の昇給を合計すると年額で 2,000 万円程度の増額となり、現状の年俸は 6,000 万円を超えたと推測される。教職員の貧窮に比べてなんとオバマ大統領の年俸の 2 倍に近い。「月俸 100 万円アップ」が事実か否か、法人は実態を明らかにすべきである。

その全国の高校指定校化。当初から芳しくない評判が全国から寄せられていた。薬学部では、当初こそ 200 人弱の志願者が集まったが、翌 2008 年度は 120 人程度、3 年目の 2009 年度は 60 余人となり、2010 年度は 40 人程度と見られている。未来創造学部では 20 人程度で推移している。実に高校約 100 校に 1 人、受験生約 1 万人に 1 人の割合でしか志願者が現れないのである。

本学薬学部は薬剤師の養成を目的としている。卒後に薬剤師国家試験に合格しなければならない。それには相当の学力と努力が必要である。本校には「秘伝のタレ」があり、意欲があれば薬剤師になれますよと甘い言葉で誘っても、コトはそう簡単ではないことを受験生自身が認識している結果がこの実態であろう。「おれは待ってるぜ」などという意味不明のキャッチフレーズも、同様に受験生の心に響きはしない。その他の例を挙げるまでもなく、要は本学の経営が受験生に支持されていないのである（実際、通常の入試枠とセンター試験枠の入学希望者数は指定校枠の志願者数より多い。受験生は自らの努力が認められることを望んでいるのである。若人の気概や、貴しである。軽んじて安易な道を作るべきではない）。経営能力の欠如が大学全入時代の到来で顕わになり、これまでの本学の歴史と実績を無に帰せしむ愚着がこの未曾有の入学生の減少を招来しているのである。そしてこの理事長の昇給である。

注 2：2007 年度と 2008 年度の時間外勤務賃金（休日出勤手当）は組合の抗議と労基署の指導で遡及支給された（ただし、支払い明細書は再三の要求にも拘わらず提示を拒否したままである）。しかし、2009 年度と 2006 年度以前の同賃金は、再三の抗議にも拘わらず支払われていない。休日出勤手当の不払いはミスでも何でもなく、法人の確信犯的行為である。例えば、2009 年 11 月 30 日に、「国試対策に関する教員連絡会」と称した招集があり、学長、理事 2 名、事務数人が出席して、国試対策の日程を変更し、12 月から 2010 年 2 月までの土日と年末年始休業全ての日に授業を設定し、担当者が出勤するプログラムを提示した。質問を受け、これらの休日出勤は強制であるがボランティアで、手当は出さないと明言した。薬局研修の土曜日出勤も未来創造学部の合宿も同様に、法人は指摘を受け労働法違反を認識しつつも支払いを拒否している。

理事会は経営責任を認めよ

2009年11月11日、河島理事が薬学部教授会に現れた。会議に先立って、薬学部の入学生が集まらないので「お願い」に来たという。このままだと来年度の薬学部入学生数は2桁になる。教職員1人が1人の入学生を確保して欲しい、というのである。

「お願い」だそうである。かつて中川専務理事が、学生集めは理事会の仕事ですと公言したことがある。実際、これまで入試に関わる施策は法人の主導で行われてきた。全国全高校指定校化もそうである。しかし、上述のように、この実質無試験入学の制度は失敗し、信用を失った。

ここに至って教職員に学生集めをお願いするということであれば、先ず経営の過ちを認め、経営陣の責任を明らかにすることがスジというものであろう。経営の失敗を教員の意識改革の遅れに帰そうとする発言が目立つが、これは責任の擦り付けである。

解雇無効確認訴訟 審議終結、判決は2月23日

ドイツ語2教授の解雇が無効であり、かつ、組合無視の誠実交渉義務違反等を訴えた標記裁判の審議が昨年10月27日に終結し、いよいよ判決が出されることになった。判決の言い渡しは金沢地裁において、2010年2月23日（火）、13時10分からである。これまでの弁論から、組合は勝利判決を確信している。

予告

以下の要領で、北陸大学教職員組合の定期総会と、退職される方の送別会を開催します。

どうぞご出席下さい。

委任状、および、出欠票は改めて案内します。

* * *

○定期総会

日時： 2010年3月15日（月） 18:30～19:30

場所： 金沢都ホテル（金沢駅前、此花町6-10）

TEL: 076-261-2111

○退職者送別会

日時： 定期総会后 19:30～21:00

場所： 同上

早朝団交に反対する書面の一例（北陸大学教職組発 212 号）

北陸大学教職組発 212 号

2009 年 11 月 19 日

学校法人 北陸大学
理事長 北元 喜朗 殿

北陸大学教職員組合
執行委員長 荒川 靖



団体交渉申し入れに対する回答（2）

本学法人は再三にわたって団交の早朝開催を要求されています。これに対して、組合は、従来の慣習に則って夕方の開催を継続するよう、一貫して要求してきました。夕方の開催を求める理由は度々説明しています（例えば北教組発 206 号を参照のこと）。組合は何度でも、団交を従来通り夕方に開催することを要求します。

法人から 2009 年 11 月 11 日付で出された書面（押野理事名）では「今の時代に必要不可欠なことは、『柔軟な発想』を持ち、変革の努力を惜しまず、前進すること」、「一度、頭脳がクリエイティブな早朝に団体交渉を開催し・・・」と述べ、早朝開催を要求する理由としています。しかし、私たちは、「柔軟な発想を持ち、変革の努力を惜しまず、前進すること」を否定するものではありませんが、団交の夕刻開催がこれに対立する要求であるとは思いません。また、「早朝には頭脳がクリエイティブであって、他の時間帯にそうではなくなる」とも思いません。もし、そのような事実があるなら、主張をしている法人自身が、日常のあらゆる業務を早朝に行うことが求められることとなります。頭脳がクリエイティブでない時間帯に業務に就くことは避けるべきであることなるからです。法人が早朝開催を求める主張は組合の挙げた理由を越えることができなかったのです。

附言すると、早朝開催の要求は、団交開催に高いハードルを設定することになります。上記の法人の書面では 36 協定の協議を挙げています。36 協定締結の必要性は法人側にある筈のものですが、その法人自身が、協議よりも開催時刻の選定を重視しているように見受けられるのです。それは恰も法人自身が 36 協定締結の必要性が乏しいと判断しているように見えます。法人に 36 協定締結の意思が乏しいことを疑わせる理由は他にもあります。すなわち、6 月 3 日の団交で、提示された 36 協定案について組合は不備を指摘し、法人側からその指摘に

対して同意する姿勢が示されたにもかかわらず、9 月 3 日の団交で提示された案には、何ら改善された形跡がありませんでした。協定締結に向けて善処する姿勢が無いと判断せざるをえない所以です。また、組合は団交の議題を具体的に挙げているにもかかわらず、法人の上記文書にはこれらの項目に関して具体的な扱いはありません。思うに「その他」とされた項目に一括りに含まれていると想像しますが、このような取り扱いでは組合の提出した議題を軽く取り扱っているとの誹りを免れることはできません。組合は法人に対して誠実な団体交渉を要求するものです。

早朝の開催は、団交に出席する組合員に対して、これまでにない負担を強いることとなります。法人はこれまで組合を敵視し、様々に攻撃をしてきました。その事実は法廷の場で明らかにされています。団交の早朝開催はこれまでの攻撃から形を変えた、新たな手法の攻撃に見えます。しつこい攻撃や嫌がらせに対しては法廷の場で対応せざるを得なくなることを申し添えます。

なお、法人には誠実交渉義務がありますが、組合は、組合にとって必要のない団交に応じる義務はありません。